令和6年度
新発田市児童クラブ入会のご案内

令和６年度児童クラブの入会申請受付を開始いたします。児童クラブへの入会を希望される方は、『児童クラブ入会許可申請書』を期限までに児童クラブへ提出してください。
令和５年度に入会している児童が、継続して入会を希望する場合も、新たに申請が必要です。

【入会受付期間】

令和5年　　令和5年

11 月 13 日(月)～12 月 22 日(金)

（日曜日、祝日を除く）

平　日：１４時～１８時３０分
土曜日、学校休業日：７時３０分～１８時３０分

※受付期間後も、申請書は随時受け付けておりますが、令和６年４月１日又は４月中から入会を希望する場合は、できるだけ上記期間内に提出してください。

【申請書提出先】

入会を希望する児童クラブへ直接提出（保護者が持参）してください。

※申請書、就労証明書、申立書の様式の予備は、児童クラブに用意しています。また、市ホームページにも掲載しています。

＊新１年生及び初めて児童クラブを利用する保護者の方へ
初めて申し込む場合は、申請の際、入会する児童と一緒にお越しください。
簡単な面談を行います。

問合わせ先：新発田市児童センター
ＴＥＬ：２６－０８９７　ＦＡＸ：２６－２７２７
休館日：毎週月曜日・第３日曜日・祝日・年末年始

■ よくある質問と回答

Q1．　令和5年 11 月 13 日から 12 月 22 日の間に入会許可申請書を提出しなければならないか。
A1．　12月22日を過ぎて提出することは可能ですが、第１と第２の児童クラブがあるところは、希望どおりの児童クラブに入会できない場合があります。

Q2．　就労証明書は、12 月 22 日までに提出しなければならないか。
A2．　12 月 22 日までに間に合わない場合は、その旨を児童クラブに伝えてください。その後、早目に提出をお願いします。

Q3．　就労証明書等の添付書類は、兄弟姉妹がいる場合はコピーでよいか。
A3．　１人は原本、兄弟姉妹の分は原本のコピーを提出してください。

Q4．　令和６年度の利用料はいくらか。
A4．　児童クラブ利用料は無料です。ただし、児童クラブ保険料、おやつ代・保護者会運営経費等の保護者会費は、別途必要です。保護者会費の金額は、児童クラブによって異なります。

Q5．　令和 6 年度の途中から児童クラブに入会したいが、どれくらい前に入会許可申請書を提出すればよいか。
A5．　入会希望日の７日前までに提出してください。ただし、夏休み等は、混み合いますので、1か月程度前に提出をお願いします。

Q6．　就労証明書等は、誰の分が必要か。
A6．　保護者、60 歳未満の同居の祖父母の就労証明書等を提出してください。同居のおじ、おば、兄弟姉妹の就労証明書等の提出は不要です。

Q7．　60 歳未満とは、いつの時点か。
A7．　利用開始日時点です。

Q8．　就労証明書は、会社の様式でよいか。
A8．　必要な事項が記載されていれば、会社の様式でも可能です。証明事項について、勤務先に確認の電話をする場合があります。

Q9．　年に何回か、入退会する場合、入会するたびに就労証明書等が必要か。
A9．　採用期間に期限がなく、勤務時間等に変更がない場合は、就労証明書等は１年間有効です。そのため、年度内で２回目以降の入会には、就労証明書等の提出は必要ありません。
勤務先や勤務時間等に変更がある場合は、あらためて就労証明書等を提出してください。